



## 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区に係る 土地用途指定の解除について

呉市が警固屋地区埋立事業として造成し、平成元年に当時の日新製鋼株式会社（現 日本製鉄株式会社）に売却した土地については、呉市と日新製鋼株式会社との間で、次の表のとおり用途指定を定めていましたが、この度、当該用途指定を解除しましたので情報提供します。

### 1 平成元年に呉市が日新製鋼（株）へ売却した土地及び用途指定

|   | 所在及び地番       | 面積（㎡）     | 用途指定                                          |
|---|--------------|-----------|-----------------------------------------------|
| ① | 警固屋2丁目222番の2 | 31,210.93 | 一般市民も利用できる緑地帯の用途<br>※現状は、地元要望を受け、一般市民への開放は未実施 |
| ② | 〃 222番の3     | 5,894.88  | 日新製鋼（株）の申請した利用計画書の用途（荷さばき用地・倉庫用地）             |

※位置図については別紙のとおり。

### 2 用途指定解除の理由

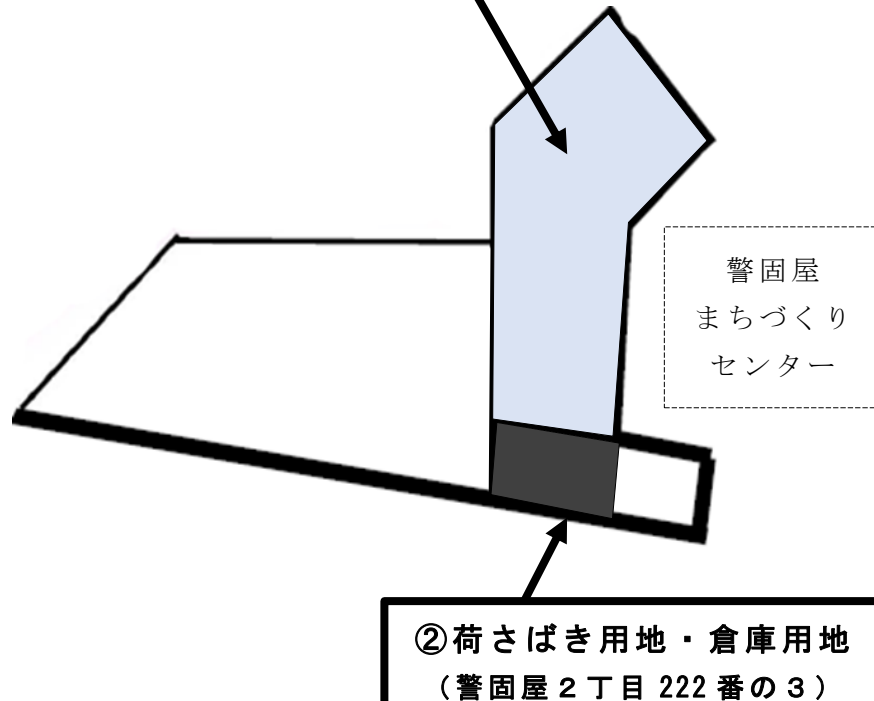
同社は、瀬戸内製鉄所呉地区の土地を一括して売却する方針であり、工場操業を前提としていた用途指定が役割を終えたため。

### 3 用途指定の解除日

令和8年8月10日

〈平成元年に日新製鋼（株）へ売却した土地の位置図〉

①緑地帯  
（警固屋2丁目222番の2）



※ ①・②は用途指定が定められている土地

※ゾーニング最終案（令和7年3月31日 議会  
協議会資料から抜粋）

